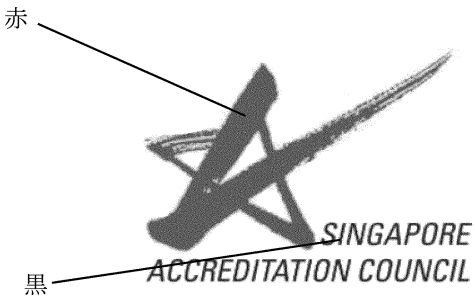
五



適合性評価機関と認められた機関。すなわち、システムの認定、製品の認定、検査、測定及び点検等の活動における認証機関、研究所及び検査機関。

六



適合性評価機関と認められた機関。すなわち、システムの認定、製品の認定、検査、測定及び点検等の活動における認証機関、研究所及び検査機関。

○経済産業省告示第二百号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第三号の規定に基づき、万国郵便連合の標章を次のように指定したので、告示する。

平成二十三年九月二十六日

経済産業大臣　枝野　幸男

一　UNIVERSAL POSTAL UNION

二　UNION POSTALE UNIVERSELLE

三



○経済産業省告示第二百一号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第三号の規定に基づき、世界観光機関の標章を次のように指定したので、告示する。

平成二十三年九月二十六日

経済産業大臣　枝野　幸男

一　منظمة السياحة العالمية

二　م س ع

三　UNWTO

四　OMTO